

第一二九回

参第一号

法人税法の一部を改正する法律（案）

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第四編 雜則（第百四十八条 - 第百五十八条）」を
「第三編の
第四編

二 使途不明金に対する法人税（第百四十七条の二 - 第百四十七条の五）
雜則（第百四十八条 - 第百五十八条） に改める。
」

第二条第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 使途不明金 法人が交付したと認められる金銭その他の資産（公益法人等又は人格のない社
団等にあつては、収益事業に関して交付したと認められるものに限る。）で、第百四十七条の三第二項
(使途不明金に係る開示要求)の文書によつてもその交付の相手方が明らかにならず、又は同項の期限
までに同項の文書が提出されなかつた場合に係るものをいう。

第一編第三章中第十条の次に次の二条を加える。

(使途不明金の課税)

第十条の二 法人に対しては、第五条（内国法人の課税所得の範囲）又は第九条（外国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各事業年度の使途不明金について、使途不明金に対する法人税を課する。ただし、事業年度終了の日において資本の金額若しくは出資金額が一億円未満である法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社及びこれに準ずる法人として政令で定める法人を除く。）であつて、当該事業年度の売上高が五十億円未満であるものについては、この限りでない。

- 2 事業年度が一年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「五十億円」とあるのは、「五十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。
- 3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十条第一項中「（昭和十四年法律第四十一号）」を削り、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。
第九十四条第一号に次のように加える。

八 使途不明金に対する法人税

第一百十九条中「係る法人税」を「係る第五条（内国法人の課税所得の範囲）に規定する法人税」に改める。

第三編の次に次の二編を加える。

第三編の二 使途不明金に対する法人税

（使途不明金に対する法人税の課税標準及び税率）

第一百四十七条の二 使途不明金に対する法人税の額は、第十条の二（使途不明金の課税）の法人の各事業年度の使途不明金の額の合計額から千万円を控除した残額に百分の百の税率を乗じて計算した金額とする。

- 2 事業年度が一年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「千万円」とあるのは、「千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。
- 3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（使途不明金に係る開示要求）

第一百四十七条の三 税務署長は、第十条の二（使途不明金の課税）の法人が交付したと認められる金銭その他の資産でその交付の相手方が明らかでないものについて、当該法人に対し、文書をもつて、次に掲げる事項を明らかにす

るよう求めることができる。ただし、当該金銭その他の資産を交付したと認められる事業年度に係る第七十四条第一項(確定申告)(第百四十五条(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)又は第百二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)の申告書(残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、第百四条第一項(清算確定申告)の申告書)の提出期限から七年を経過した日以後は、することができない。

一 交付の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 交付した金銭その他の資産の額

三 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の求めを受けた法人は、大蔵省令で定めるところにより、その求めを受けた日から一月以内に、同項各号に掲げる事項を明らかにした文書を税務署長に提出しなければならない。

(使途不明金に対する法人税の徴収)

第百四十七条の四 税務署長は、第十条の二(使途不明金の課税)の法人の各事業年度の使途不明金の額の合計額が千万円を超える場合には、政令で定めるところにより、当該法人から、第百四十七条の二(使途不明金に対する法人税の課税標準及び税率)の規定によつて計算した金額に相当する法人税を徴収する。

2 第百四十七条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(政令への委任)

第百四十七条の五 この編に規定するもののほか、使途不明金に対する法人税に関し必要な事項は、政令で定める。

第百五十二条の次に次の二条を加える。

(使途不明金に関する公示)

第百五十二条の二 税務署長は、使途不明金に対する法人税を課した法人について、大蔵省令で定めるところにより、その法人の名称、使途不明金の額の合計額その他の事項を公示しなければならない。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の法人税法(以下「新法」という。)第十条の二及び第三編の二の規定は、法人(新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)がこの法律の施行の日以後に開始する事業年度に交付したと認められる金銭その他の資産について適用する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号中「法人税額で」を「法人税額(法人税法第百四十七条の二の規定によつて計算した使途不明金に対する法人税額を除く。)で」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第三条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中「法人税」を「法人税(次号に掲げるものを除く。)」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 使途不明金に対する法人税 法人税法第百四十七条の三第二項(使途不明金に係る開示要求)の期限の経過の時

理 由

使途不明金によりその受益者に対する課税が免脱され、課税の公平が妨げられていること等にかんがみ、法人の使途不明金について、使途不明金に対する法人税を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。